

ショートステイ 歴史の里 利用料金表

令和6年8月

※利用料金は、介護サービス費(加算含む)の自己負担金と食費及び居住費を合算したものととなります。食費と居住費については、本人及び世帯の収入状況により負担の減免をすることができます。減免の申請については、最寄りの窓口(介護保険サービス係)へお問い合わせください。

1日あたり お支払いいただく利用料金(目安) (単位:円)

1割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第1段階	1,091	1,174	1,262	1,346	1,429
	第2段階	1,821	1,904	1,992	2,076	2,159
	第3段階①	2,221	2,304	2,392	2,476	2,559
	第3段階②	2,521	2,604	2,692	2,776	2,859
	第4段階	3,151	3,234	3,322	3,406	3,489
2割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階		3,943	4,109	4,284	4,453	4,619
3割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階		4,734	4,983	5,246	5,499	5,748

<短期入所生活介護サービス費内訳> (1日あたりの単位数)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設短期生活Ⅱ(1~5)		603	672	745	815	884
加 算	看護体制加算【Ⅰ】			4		
	看護体制加算【Ⅱ】			8		
	夜勤職員配置加算【Ⅰ】			13		
	機能訓練体制加算			12		
	サービス提供強化加算【Ⅱ】			18		
	介護職員等処遇改善加算【Ⅰ】	92	102	112	122	131
基本料金と上記の加算合計の14.0%となります。(小数点は以下は四捨五入) (内訳 a.処遇改善加算(Ⅰ) b.特定処遇改善加算(Ⅰ) c.ベースアップ等支援加算)						
合 計		750	829	912	992	1,070

※福岡市は地域区分(5級地)で1単位あたり10.55円になりますので上記の合計×10.55が保険請求額となり、うち1割が利用者負担額となります。

<居住費・食費> (1日あたりの利用料)

居 住 費	第1段階	0 円/日
	第2段階	430 円/日
	第3段階①	430 円/日
	第3段階②	430 円/日
	第4段階	915 円/日
食 費	第1段階	300 円/日
	第2段階	600 円/日
	第3段階①	1,000 円/日
	第3段階②	1,300 円/日
	第4段階	1,445 円/日

※食費内訳(朝食:385 昼食:530 夕食:530)1日:1,445円

※第1段階から第4段階は、介護負担限度額を表します。介護負担限度額につきましては役所への申請が必要です。

※その他の各種加算料金

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。(1日につき)
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)
医療連携強化加算	58単位	急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合。(1日につき)
送迎加算(片道)	184単位	居宅と事業所間の送迎を行う場合。(1回につき)
緊急短期入所受入加算	90単位	緊急に短期入所生活介護を受ける必要があるの者を緊急利用として受け入れた場合。(1日につき)
療養食加算	8単位	医師の指示による特別食が提供される場合。(1日に3回を限度として)
サービス提供体制強化加算【Ⅰ】【Ⅲ】		介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上【Ⅰ】22単位 介護職員総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上、 常勤職員100分の75以上、介護福祉士100分の50以上のいずれか【Ⅲ】6単位

※その他の加算を算定させていただく場合は事前に連絡させていただきます。

※その他の費用について

○緊急時の病院受診代、歯科受診代、理美容代、私物洗濯代等

○利用者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代。レクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。